

令和4年2月4日

## 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当について

令和4年1月28日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」については了承するとの答申及び「元保険医療機関の指定の取消相当」については妥当との建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

### 1 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

#### (1) 登録の取消となる保険医

氏名 山寄 幸次 (やまざき こうじ) (48歳)  
登録取消年月日 令和4年2月4日

#### (2) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名称 やまざき歯科医院  
所在地 大阪府箕面市今宮四丁目8番1号  
開設者 山寄 幸次  
指定取消相当年月日 令和4年2月4日

※ 当該保険医療機関は令和2年9月30日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

### 2 監査を行うに至った経緯

匿名の者から、近畿厚生局指導監査課に対し、領収証よりも医療費通知の金額の方が高額であった旨の情報提供があった。個別指導を実施したところ、山寄歯科医師から、持参した診療録は診療後に実際に行っていない診療内容を追加し改ざんしたものであるとの発言があったため個別指導を中断した。

個別指導を再開したところ、山寄歯科医師が、診療報酬を不正に請求していたことを認めたとことから個別指導を中止し、令和元年12月から令和3年3月までの計12回の監査を実施した。

### **3 取消処分及び取消相当の主な理由**

監査において判明した取消処分及び取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 保険適用外の診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (4) 保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (5) 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

### **4 不正・不当請求金額**

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成28年8月分から令和元年7月分までのレセプトのうち以下のとおり。

- ・ 不正請求金額      46名分      919件      5,977,295円
- ・ 不当請求金額      9名分      228件      319,018円

なお、監査において判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

### **5 再指定等**

原則として、登録の取消の日及び指定の取消相当の日から5年間は、保険医の再登録及び保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消  
健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号
- 保険医の登録の取消  
健康保険法第81条第1号及び第3号